

別紙

新型コロナウイルス感染症の五類感染症移行後の集団感染の把握について

R5.5.2 広島県健康福祉局
新型コロナウイルス感染症担当
(感染症疾病・管理センター)

新型コロナウイルス感染症の五類感染症移行後における、医療機関及び社会福祉施設等からの保健所への報告基準は、次のとおりとする。

【施設等における5類感染症集団発生時の保健所への報告基準】

(1) 医療機関の場合

- ア 1事例につき10名以上の院内感染による患者が発生した場合
- イ 当該院内感染事案と因果関係が否定できない死亡者が確認された場合

※参考通知

平成27年3月9日 厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡「インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」(令和5年4月28日一部改正)

(2) 社会福祉施設等の場合

- ア 同一の感染症又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※参考通知

平成17年2月22日健発第0222002号等厚生労働省健康局長等通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(令和5年4月28日一部改正)